

防衛装備の海外移転の許可の状況に関する年次報告書

- 防衛装備移転三原則の運用指針に従い、外為法に基づき経済産業大臣が行った防衛装備の海外移転の許可の状況を報告するもの（令和2年度分）

○個別許可（1,008件）（防衛装備移転三原則の運用指針の分類毎にまとめたもの）

（1）平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合（9件）

- ・中国国内の遺棄化学兵器処理事業に関するもの（6件）
- ・ソマリア沖・アデン湾での海賊等事案に関するもの（2件）
- ・シナイ半島における国際平和協力業務に関するもの（1件）

（2）我が国の安全保障に資する場合（970件）

- ・国際共同開発・生産に関するもの（62件）
 - ✓ 日米間：48件【弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルの共同開発、F-35製造への国内企業参画、イージス・システムに係るソフトウェア及び部品等の米国への移転等】
 - ✓ 日英間：7件
 - ✓ その他：（日尼間：3件、日馬間：2件、日豪間：1件、日英米間：1件）
- ・安全保障・防衛力の強化に資するもの（17件）
（米国からのライセンス生産品に係る部品や役務の提供、救難、輸送、警戒、監視及び掃海に係る協力等）
【TC-90の整備・操縦技術の移転、F100エンジン部品の米国への移転等】
- ・自衛隊等の活動又は邦人の安全確保のために必要なもの（891件）
（海外から購入している自衛隊の装備品の故障品の交換や修理のための一時的な輸出、国内で製造する装備品の加工委託のための輸出、公人警護又は公人の自己保存のための輸出）

（3）我が国の安全保障上の観点からの影響が極めて小さい場合（29件）

- ・誤送品の返送（5件）
- ・借用品の返送（16件）
- ・持込機材の返却（1件）
- ・積戻し前提の一時的な輸出（2件）
- ・その他（5件）

赤字：過去の武器輸出三原則の例外化措置に基づく案件（51件）

青字：防衛装備移転三原則に基づく国家安全保障会議で移転を認め得るとされた案件（7件）

黒字：自衛隊等の活動に伴う一時的な輸出など防衛装備移転三原則に基づき経済産業省の審査により移転を認めた案件（950件）